時事新報

時事新報は一年三百六十五日一日も休刊無し

第二千八百四十四號
明治卅三年十一月二十日木曜日
舊暦庚寅十月九日（乙巳）
日出午前六時二十三分　日入午後四時三十分
月出午後六時零八分
滿潮午前十時四十六分　午後十一時二十四分
（西暦一千八百九十年）

時事新報定價

時事新報ハ一年三百六十五日一日モ休刊セス其代價逓送料廣告料ハ左ノ如シ

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵便ニテ逓送スルモノニ限リ右定價ノ外ニ一箇月十五錢ノ逓送料ヲ申受ク

時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日及び大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日に限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に郵便の實費を申受く可し

時事新報

小事には冷淡なるべし

讀者は今尚ほ記臆さるゝあらん去る四月上旬麻布東洋英和學校の教員ラージ氏が兇人の爲めに殺害されたるを以て警視廳にては外人に關する事だけに一層兇徒の探偵に注意したれども今に至るまで遂に知れず其後築地のサムマー氏は赤坂に於て皇太后の鹵簿に對し禮を失したりとの疑を受け又明治學院の教師イムブリー氏は高等中學のベースボールを見んと其體操場に入込む途端に無法者を以て取扱はれ不幸にも都合三度まで引續いて内外人の間に間違を生じたるより居留の外國人中には大に猜疑の念を催ほし一般の日本人が開港以前の舊感情を再び茲に顯はしたりと論議せしものさへあり實に迷惑至極の事なれども畢竟彼の人々が猜疑偏頗の心を以て何事をも皆故意に出たるものと思ひ實際の情況を深く究めずして論難するみとあれば強ひて咎るには足らず心あるものは日本人が官民共に外人に對して常に他意なきを知るみとならんと我輩も其儘に打捨て置きしに果して日本人の寃を氣の毒に思ふ外國人もあるみとゝ見え近着の米國新聞ボストントラヴェラーを見るに七月十六日東京發の寄書を載せたり蓋し其寄書は始め同新聞其他の外國新聞に右三事件を誤報し一般の日本人が一般の外國人を敵視するが如く記載したる通信に對して其誤を正し事實を報道せしものにして原文には詳に當時の事情を記したれども茲に繁を省きて只その要點のみを擧げんに左の如し

此頃ボストントラヴェラーに「日本に於て外國人に對する戰」と題せし一章あるを見たり且つ其他の諸新聞にも同樣の記事ありと聞くが故に予（寄書者）は雙方の孰れにも偏せず公平なる觀察を以て聊か事の實際を報ぜんとす抑も該記事の最初に記するもの即ちラージ氏の虐殺されたるは殆んど六箇月前に起りし事にして實に悲むべき珍事なりしかども下手人は始めより殺意を帶びて入込みしにあらずラージ氏に見咎められて止を得ず殺害したるは明白の證據あり或る外國人は其捕縛されざるを疑ふて種々の臆説を作りしかども無理の甚しきものと云はざるべからず官吏が其探偵に力を盡したるは實に至れり盡せり予は曾て此上に彼等が力を盡すの道あるを知らざるあり左れば當時は其嫌疑を受けて拘留せられたるもの甚だ多く孰れに對しても充分の詮議を遂げたるに少しの手掛りをも得るみと能はざりし只だ手掛りを得ざりしを以て左程までに奔走せし探偵の盡力は世間に判然顯はれざれども此等を以て日本人が外國人に對して敵意を挾むの證據とするは甚だ無理あり既に其數月前より米價騰貴して貧民増加したるが爲め盜賊の難に罹るは日本人にも免るゝ能はざる所にして虐殺の起りし當時は最も其猖獗を逞ふする頃なりし次にサンマー事件は徹頭徹尾事の誤解に出でたるものにして予は何故に左程まで騒ヶ敷き問題となりしか其理由を解する能はず第三のイムブリー氏の事件はサムマー事件に付き日本人の感情を害したるより起りし結果あり蓋し日本人が外國人に對して反對の感情を起すの元はと尋ぬれば半は外國人が自ら招くの禍と云はざるべからず此地（日本）に來るもの多くは皆日本人に對するに驕傲不遜にして西洋人は上等の人種なり乃公等が此國に居留するは此國の名譽なりと云はぬばかりの調子を以て日本人に接して却て其從順ならざるを責むるものなり實に恥づ可きの至り、是等の事情を見聞しては時に或は背に汗する程の事さへあれども本日は九十二度の温度にて左なきだに熱さに堪へ兼ぬれば餘り激昂するも惡かるべく茲には別に記さず云々

右原文の起草者は何人なるか我輩は未だ其人を知らざれども兎に角にラージ氏の不幸に付ては日本政府は充分に其探偵に盡力し又其他の二事件は眞に些細の間違にして孰れも内外人の關係を云々するに足らざるは外人中にも知悉するもの必ずあるべし總じて間違と稱するものは雙方の間に事情の通せざるより起るものなるが故に風俗習慣を殊にする西洋人と東洋人との間に在りては今後とても時に或は左る事の生せざるを期し難し寔に止を得ざる次第なれば成るべく冷淡に看過し事の疑はしきは輕きに從ふて容易に先方に罪を歸せざるやう雙方より注意して交際の圓滑を謀らんみと希望に堪へざる所なり

官報

〇行政裁判所告示第二號

行政訴訟豫納金手續左ノ通相定ム

明治三十三年十一月十九日　行政裁判所長官男爵　槇村正直

豫納金手續

第一條　行政訴訟ヲ爲ス者ハ臨時特別費ヲ除クノ外訴訟提出ノ際ニ於テ書類送達等ノ費用ニ充ツル爲メ金二圓ヲ豫納スヘシ

第二條　豫納ヲ爲サントスル者ハ當廳ノ保管金納付書ヲ以テ之ニ金員ヲ添ヘ大藏省預金局ニ納付スヘシ

第三條　第一條ノ豫納金ニ於テ仍ホ不足ナルトキハ追納セシムルコトアルヘシ

追納手續モ亦前條ニ依ルヘシ

第四條　豫納金ノ殘額アルトキハ訴訟事件結局ノ後之ヲ還付ス

雜報

〇米國の改正關税中本邦に影響するもの　去月十四日發を以て在合衆國本邦公使館より外務省へ左の報告ありし由同國に於て關税を改正したるが爲め我國より輸入する貨物に如何なる影響を及ぼすかに付き大要を知るに足るべし

曩に米國オハイオ州出身の代議院議員マッキンレーが同院に提出したる關税議案は本年九月二十八日大統領の記名を受けて一の法律と成れり蓋し本案は代議院を通過せし後元老院に於て重要なる數多の修正を加へたるを以て兩院より協議委員を撰出し該修正の點を調査せしめたるに殆んど二週日を費して遂に之を協定せり因て兩院に於ては此委員會の意見を採用し右關税案を通過するに至れり

右關税の改正に附き本邦より主として北米合衆國へ輸出する貨物中米に對する税額は最も著しき變更即ち大に利益を受くるに至れり舊税率に據れば白米は一封に附き二仙四分の一、玄米は同一仙二分の一、籾米は同一仙四分の一、米粉は二割の從價税を課せられたりしに新税率にては白米は一封に附き二仙、玄米は同一仙四分の一、籾米同四分の三仙、米粉並碎け米は四分の一仙に改正せり孰も非常の減税と謂ふべし

絹布は舊税率と著しき變更なし其の外製造せざる生絲繭、屑絲及蠶卵は依然何の如く無税なり又一線の撚絲及各種の絹絲は從前の儘三割に据置き紡絲は三割より三割五分に増税せり而して悉皆又は多少絹絲を用ひたる手巾は舊法五割の税を六割に改正せり

本税率案の代議院を通過せし時同案中に北米合衆國にて産出する生絲に對し一封に附き一弗又同樣の繭に對し一封に附き七仙の獎勵金を付與するの箇條ありしが元老院にて此箇條を刪除し協議委員は右元老院の意見に同意を表せり

茶は是迄の通無税に据置き毫も新税率のために利害を被らず然れども今回元老院にて揷加へたる相互貿易條款を實施するに至らば如何なる影響を被るべきやは今日之を預言するみと能はず

裝飾を施したる各種の磁器に對する税は是迄の通從價税六割なり又白色無裝飾のもの及些少の裝飾を施したる磁器は五割五分より五割に減税せり

精製したる樟腦の税は一封に附き五仙なりしを四仙に減し又未製のものは依然無税に据置きたり

最も著しき減額は硫黄税にして舊税率にて精製の硫黄(Refined Sulphur in rolls)は一噸に附き十弗なりしを新率には之を八弗に減し又硫黄花（Sulphur Sublimed or flowers of Sulphur）は一噸に附き二十弗なりしを十弗に減じ錠、板又は棒形の銅の税は四仙より一仙四分の一に減せり

以上は今回の改正税率中日、米兩國貿易上に關係すべき緊要の變更にして概して之を言へば一般の製造品殊に北米合衆國内に於て製造せらるべき種類の物品に對し税額を増せしものと謂はざるを得ず即ち鐵及鋼鐵の製造品及某種の織物殊に毛織物に課したる増税を以て此目的の在る所を見るに足るべし又烟草及酒類(Wines and liquors)等の如き贅澤品の税額も大に増加する所に至れり抑々今回國會に於て税率を改正するに當り兩議院に於て多數の贊成を得、議場の全權を握りたる共和黨の目的は啻に保護貿易の制を維持するのみならず亦關税及内地税より生ずる所の歳入餘剩を減せんと欲するにあり而して該黨に於ては或る未製品の税額を減し内國税率中に變更を加へ且つ砂糖税を減じたるを以て歳入餘剩を減ずべき目的を達したりと自稱せり

最も新法に據り荷蘭本位第十六番以下の砂糖は無税にて輸入を許したるが其幾分の報酬として或る本位の砂糖に對し内國産出者に與ふるに一封に付き二仙又は一仙四分の三の獎勵金を以てするみとゝあれり

本議案が未だ代議院理財委員の手に在りて取調中なりしとき國務卿ブレインは甚だ重要なる問題を提出せり即ち當時該委員は砂糖及其他物品を無税とするの見込なりとの報に接しブレインは該委員に對し今日右等の物品を産出する諸國と北米合衆國との間に於ける貿易の差引勘定は北米合衆國に損失ある事實を證するものありとの旨を説き同委員の注意を促し且つ右物品を無税とする代に右諸國と條約を結び北米合衆國をして相互の利益を取得せしめ右物品を無税と爲すと同樣の目的を成し遂ぐるために大統領に全權を委任するみと可なるべしと勸告せり但し此勸告は代議院委員の贊成を得ざりしものゝ如し何となればブレインの勸告せる箇條は代議院を通過せし議案中に掲載せざればなり

本案が元老院の討議に　は更に其勸告を提出せ　國務卿の主張せる政略　に揷加へ且つ其後協議　るのみにして右條款に　互條款」なるものを見　貿易の主意を包含する　左の物品を産出する　の目的を以て千八百　ても大統領は砂糖、珈　の邦國にて北米合衆　物に對して税金を課　衆國へ輸入する右の　税にて輸入する事實　認むる毎に布告を發　邦國の産物たる砂糖　入に關する本法の箇　るものとす而して右　指定せる邦國より輸　茶及生皮に對する關　あり

此緒言の次に記載して　る税目の内直接本邦に　か茶に對する税は一封　此税法は即ち本月六日　確報は均しく兩黨の仲

〇清國通信（天津

新任清國公使日本語に　子にして李鴻章伯の幕　駐在の清國公使に任ぜ　見を畢へ最早天津に歸　の天長節には我日本公　暫らく滯京する筈なる　そ二十名計りなるよし　て日本に來遊せし時一　本語を以て應對するに

醇親王の老體　清國皇　病床に就き屢々病勢危　りの近信に據れば親王　易に快復せざるべしと

清國艦隊の來着　北洋　定遠に乘組み南洋艦隊　衞より太沽河口に投錨　天津に着するや否李鴻　所に滯在中なるが近日　軍艦靖遠は過日渤海灣　に衝突して船體に損所　に入り修復中なり

太沽白河間航通の不便　淺くなるが故に其不便　水深き船は太沽河口の　物も上海に入る汽船か　てより太沽一帶は滿潮　平時は七尺に及ばざる　に錨を下して上潮の時　可からず中にも吃水大　里を距る天津に達する　尾張丸も昨年五月頃紀　のみにて一回だも紫竹林　も積荷高六百噸の船を　るが故に先づ其内二百　(荷物を揚卸する船)に　上るを常とす然るに近